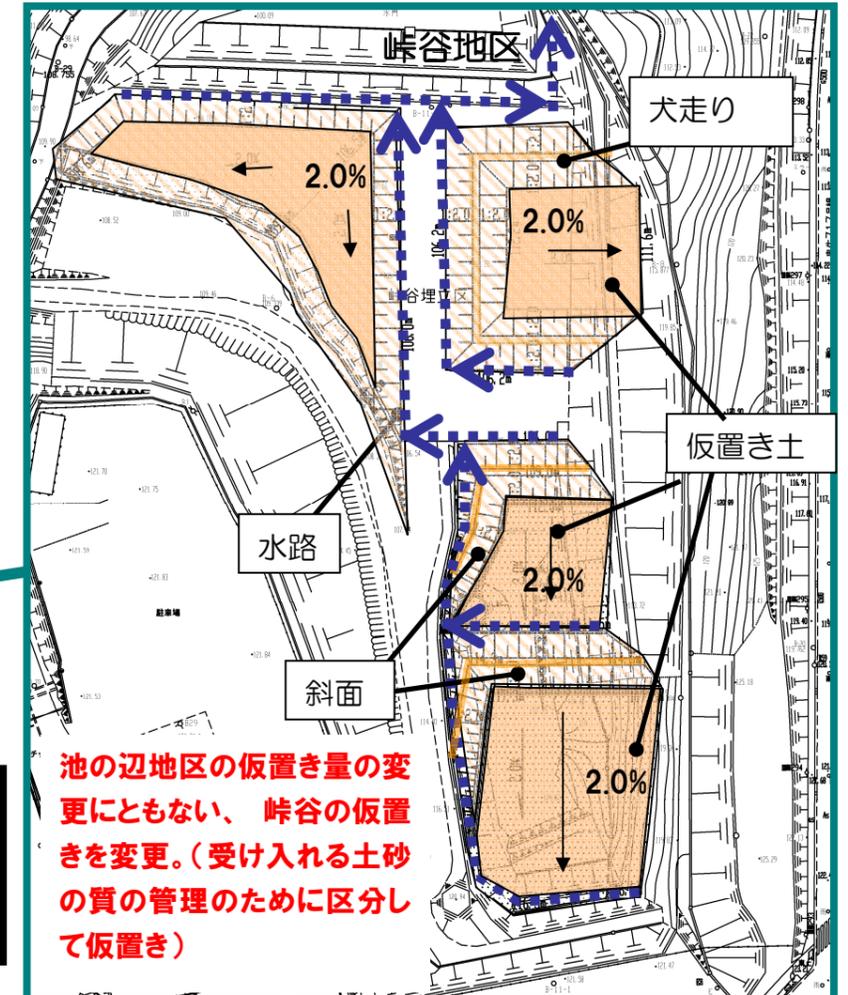
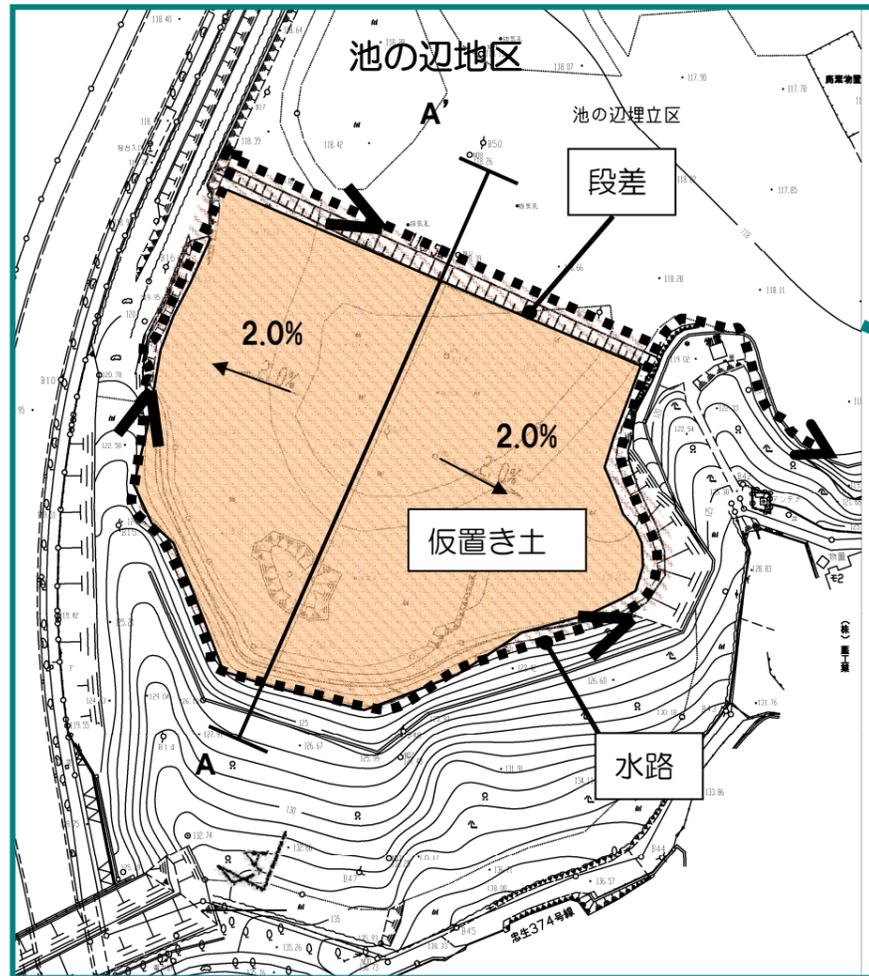


住民説明会開催結果

1. 仮置き方法（覆土の材料確保のための処分場内での仮置き計画）・・・「東京都宅地造成規制法施行細則」並びに「町田市土砂等による土地の埋立等の規制に関する条例」に準拠



仮置き形状に関する市民からの意見・要望

- 景観や眺望への配慮
- 処分場の構造等に影響のないように配慮
- ほこりなどの対処

池の辺地区の仮置き量の変更にともない、峠谷の仮置きを変更。(受け入れる土砂の質の管理のために区分して仮置き)

*犬走り：土手、堤防などの傾斜上に設けられた平地。土砂の流入を防ぐ等の役割を持つ。

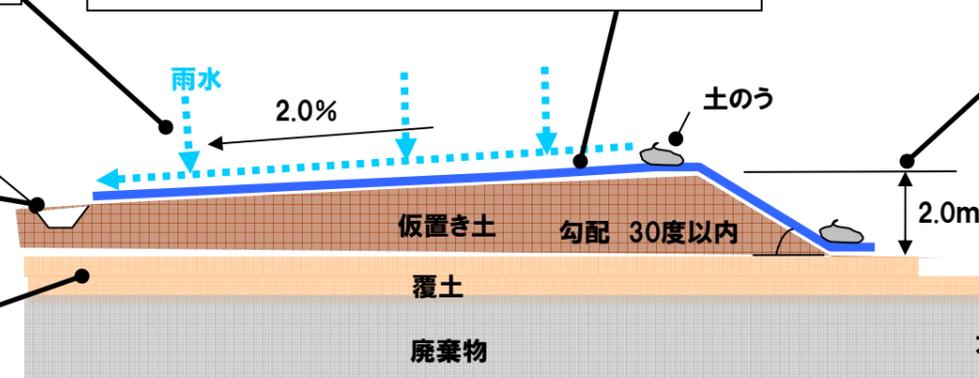
雨水で表面の土砂が流れることを防止
⇒斜面と反対側に雨水が流れるように勾配をとります。

土ほこりの防止
⇒シートなどで覆い、風が吹いても土ほこりが舞わないようにします。

雨水の速やかな集排水
⇒工事用道路わき等に水路を設置します。
⇒周辺の雨水も速やかに集排水できる水路の大きさにします。

崩れ等の無く景観に配慮した形状
⇒30度以内の勾配とします。
⇒池の辺地区の**高さは2mまで**とし、景観に配慮します。

仮置き時や、仮置き土を掘削時の既存埋立物の露出防止
⇒仮置きエリアを重点的に既存覆土の整地を行ないます。



仮置き形状の複雑化防止
⇒ガス抜き設備部は極力除外、または、安全な対策（養生）を行ないます。

池の辺地区断面図イメージ (A-A')

処分場の構造等への配慮
工事中は、管の安全性に配慮した施工を実施するほか、工事の前後で管の状況などを確認します。

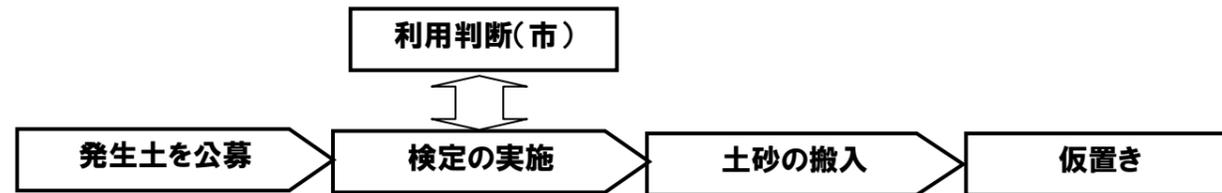
受入方法に関する市民からの意見・要望

- 騒音への配慮
- 管理の徹底

2. 受入れ方法（土砂を確保する際の品質確認方法）

覆土用の土砂を受け入れるにあたっては、下記の手順や検定方法等により、安全の確保を図ります。

1 土砂を受け入れる手順は次のように行います。



- 受け入れる土砂は、原則として市内から発生するものとします。
- 次のように検定を行い、全てに満足し安全が確認された場合に受け入れます。

<検定方法>

1. 土地利用履歴の調査

事業者事前に「土地利用の履歴等調査結果報告書」および「ボーリング柱状図」を提出させ、対象地に土壌を汚染する可能性がある工場等が無かったか、廃棄物の投棄が無かったか等を確認し、以下のアまたはイであること。

- ア. 土壌汚染のおそれがないと認められる土地である。
- イ. 土壌汚染のおそれが少ないと認められる土地であり、かつ、土壌汚染対策法に準拠した調査により土壌汚染がないことが確認された土地である。さらに、下記の土壌分析に加えて、使用履歴が考えられる項目について全量分析(強い酸またはアルカリで分解し全量を測定する方法)を行い、その結果、土壌汚染が無いと認められる。

2. 土壌の環境基準等に対する分析

事業者は、以下の土壌分析を行い「土壌検定試験結果（計量証明書付）」を提出することを義務付け、当分析結果が基準値を全て満足すること。

(1) 分析項目（右の一覧表に基準値を示す全項目）

- 「土壌に係る環境基準」と「土壌汚染対策法指定基準」に基づく下記の項目
溶出量 26項目、含有量 10項目
- 油分（油臭、油膜）
- 「ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準」に基づくダイオキシン類

(2) 分析の頻度

上記の①、②は、各土質毎に、約5,000m³に1回の頻度で実施する。

上記の③は、各土質毎に1回の頻度で実施する。

(3) 分析方法

分析方法は、各基準に対して法律で定められた方法とする。

3. 現地確認

市の職員が現地確認を行った結果、問題がないこと。

管理の徹底（受入れ時の確認方法）

週間搬入予定の提出

可車両カードを発行し、車のフロントに置いてもらい許可車両であることを確認する。連番を付した伝票を発行し、発生現場で番号順に運転手に伝票を渡してもらい、処分場ではその伝票を受け取り土質及び土の状態（変色等）を確認する。

検定項目と基準値一覧表

項目	基準値				ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準	その他生活環境保全上必要な項目
	溶出量	含有量				
準拠法令 (試験は右記の法令で定められた方法により実施する)	・土壌に係る環境基準 ・土壌汚染対策法指定基準	・土壌汚染対策法指定基準※	・土壌に係る環境基準			
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	—	—	—	—	—
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	—	—	—	—	—
1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/L 以下	—	—	—	—	—
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	—	—	—	—	—
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下	—	—	—	—	—
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	—	—	—	—	—
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	—	—	—	—	—
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下	—	—	—	—	—
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下	—	—	—	—	—
トリクロロエチレン	0.03 mg/L 以下	—	—	—	—	—
ベンゼン	0.01 mg/L 以下	—	—	—	—	—
カドミウム及びその化合物	0.01 mg/L 以下	150mg/kg 以下	—	—	—	—
六価クロム化合物	0.05 mg/L 以下	250 mg/kg 以下	—	—	—	—
シアン化合物	検出されないこと	50 mg/kg 以下 (遊離シアンとして)	—	—	—	—
水銀	0.0005 mg/L 以下	15 mg/kg 以下	—	—	—	—
アルキル水銀	検出されないこと	—	—	—	—	—
セレン及びその化合物	0.01 mg/L 以下	150 mg/kg 以下	—	—	—	—
鉛及びその化合物	0.01 mg/L 以下	150 mg/kg 以下	—	—	—	—
砒素及びその化合物	0.01 mg/L 以下	150 mg/kg 以下	—	—	—	—
ふっ素及びその化合物	0.8 mg/L 以下	4000 mg/kg 以下	—	—	—	—
ほう素及びその化合物	1 mg/L 以下	4000 mg/kg 以下	—	—	—	—
シマジン	0.003 mg/L 以下	—	—	—	—	—
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下	—	—	—	—	—
チラウム	0.006 mg/L 以下	—	—	—	—	—
PCB	検出されないこと	—	—	—	—	—
有機りん化合物	検出されないこと	—	—	—	—	—
銅	—	—	125mg/kg 以下	—	—	—
ダイオキシン類	—	—	—	250pg-TEQ/g 以下 (環境基準よりも厳しい調査指標値を採用)	—	—
油分	—	—	—	—	油臭、油膜が無いこと	—

騒音・振動への配慮

〔場内〕

重機は低騒音型で21トンプルドーザー以下を使用。できるだけ低速運転

〔場外〕

通行は幹線道路使用し、速度規制厳守を徹底